

入院時食事療養について

当院は入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食は18：00以降）・適温で提供しています。

■入院時食事療養費の標準負担額（1食につき）

一般(70歳未満)	70歳以上の高齢者	標準負担額(1食当たり)
一般所得の方	(一般)	510円
住民税非課税世帯の方	住民税非課税世帯の方 (区分Ⅱ)	240円
該当なし	住民税非課税世帯の方 (区分Ⅰ)	110円

2025 年 6 月 1 日

医療福祉生活協同組合おおさか

東大阪生協病院